

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
設立時理事会議事録

1. 開催日時：令和 5 年 6 月 30 日（金）午後 4 時 00 分
2. 開催場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3 階 会議室 8
3. 出席者：（1）理事総数 10 名
出席理事 10 名
潮田 勉、尾縣 貢、風間 明、武市 敬、戸邊 直人、
野口 みずき（Web 出席）、広瀬 史乃、八木 由里（Web 出席）、
横山 英樹、來田 享子（Web 出席）

（2）監事総数 2 名
出席監事 2 名
工藤 陽子、渡邊 剛

4. 議 事

- ・一般財団法人東京 2025 年世界陸上財団設立時代表理事の選定について
- ・副会長・事務総長について
- ・東京 2025 世界陸上財団 運営の方向性について

5. 理事会の議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり本理事会は定款第 35 条の規定に定める定足数の出席があったので、定刻、当法人の設立者である公益財団法人日本陸上競技連盟の鈴木事務局長が議事進行役となり開会を宣して議事の審議に入った。なお、本理事会は Web 会議システムを併用して開催しており、Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時適確な意見表明が互いにできる状態となっていることを開会前に確認した。

（1）一般財団法人東京 2025 年世界陸上財団設立時代表理事の選定について

横山理事は、当法人の代表理事として尾縣理事を推薦したい旨を述べ、鈴木事務局長が尾縣理事を代表理事に選定することについて承認を議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決された。なお、被選定者は、直ちにその就任を承諾し、議長として議事進行役とな

った。

(2) 副会長・事務総長について

第1回理事会に先立ち、副会長・事務総長の選定について申し合わせを行った。風間理事は、当法人の副会長に潮田理事を、事務総長に武市理事を、それぞれ推薦したい旨を述べ、尾縣代表理事よりこのことについて議場に諮ったところ、満場一致の確認を得た。

(3) 東京 2025 世界陸上財団 運営の方向性について

鈴木事務局長より、資料「東京 2025 世界陸上財団 運営の方向性について」をもとに、世界陸上財団がこの世界陸上を通じて実現したいことや組織のガバナンス体制など、世界陸上財団の運営の方向性について説明を行った。その後、尾縣代表理事より、財団の理事・監事として守るべき行動規範として「東京 2025 世界陸上財団 役員等行動規範（案）」「誓約書（案）」を示した。

その後、各理事より財団運営の方向性について意見交換が行われ、風間理事より「これからの国際スポーツ大会をリードするモデルケースを作っていきたい」、野口理事より「91年世界陸上東京大会の時、世界の有名な選手が出ていて、ワクワク感があった。2025年の世界陸上でもそういうワクワク感を世の人に広めたい」、來田理事より「私たちがここで示された行動規範に基づいて行動しているということをきちんと伝え、都民・国民の皆さんのご理解を得ていくことが重要」、といった意見がそれぞれ述べられた。

本議題の審議が終わった後、各理事・監事より就任にあたっての決意表明が行われ、戸邊理事より「大規模大会の中心に現役選手が入り、一緒に大会を作る取り組みはこれまであまりなかったと思う。世界陸上をはじめさまざまな国際大会に出場した経験を生かして、東京 2025 世界陸上を最高の大会にできるよう貢献したい」、広瀬理事より「公正で明確な組織運営を行い、東京 2025 に出場される選手の皆様、それからご覧になれる世界中の皆様に本当に良い大会だったなと思っただけのよう、ガバナンス・コンプライアンスの面から尽力してまいりたい」、八木理事より「スポーツを扱う弁護士として、様々なスポーツ団体でコンプライアンス、あるいはガバナンスに取り組んできた。大会運営に関してガバナンスを確保し、国民や都民の皆様の信頼を得られるように尽力して行きたい」、工藤監事より「財務会計の専門家としての経験、スポーツ団体の監事としての経験をベースに会計や財務の数値だけではなく、大会運営の内部統制が規定どおりしっかり運用されるよう全力でサポートさせていただきたい」、渡邊監事より「弁護士としてガバナンスやコンプライアンスなどにも関与してきた経験を活かして、フェアネスの実現に重点を置いて監査を行いたい」などの決意が表明された。

以上をもって議題の全てが終了し、Web 会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後 4 時 46 分閉会を宣した。

なお、閉会后、鈴木事務局長は、7 月 4 日（火）開催の第 1 回理事会の招集手続について、定款第 33 条第 5 項の規定に基づき省略する旨を各理事・監事に伝え、理事及び監事全員からの同意を得た。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、定款第 38 条第 2 項の規定に基づき、出席した代表理事及び監事が以下に記名押印する。

令和 5 年 7 月 4 日
一般財団法人東京 2025 世界陸上財団